



# 大津市公報

平成 29 年 9 月 29 日  
号外 (第 49 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
97 大津市行政組織規則の一部を改正する規則.....	1
<b>訓 令</b>	
12 大津市事務決裁規程の一部改正.....	1
<b>企業局管理規程</b>	
17 大津市ガス託送供給に関する規程の一部改正.....	2
<b>教育委員会規則</b>	
17 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則.....	2

## 規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成29年 9 月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第97号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「自治協働課」を「自治協働課  
市民センター改革推進室」に改める。

第3条第1項市民部の表自治協働課自治協働係の項第13号中「課」の次に「、市民センター改革推進室」を加え、同課施設管理係の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

公民館(大津公民館及び和邇公民館並びに小野公民館分館を除く。)の施設整備等に関すること。

第3条第1項産業観光部の表商工労働政策課工業・新産業振興係の項第8号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に改め、同条第3項の表職員支援室の項の次に次のように加える。

市民センター改革推進室	支所庁舎(公民館等の当該庁舎内に存する他の施設を含む。)の在り方及び管理手法の検討に関すること。
-------------	--

第3条第5項の表支所の項第21号中「(公民館等の当該庁舎内に存する他の施設を含む。)」を削る。

### 附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

## 訓 令

### 大津市訓令第12号

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成29年 9 月29日

大津市長 越 直 美

第16条第5項中第31号を第32号とし、第5号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

市民センター改革推進室 自治協働課長

別表第1号の表1の部6の項を次のように改める。

6 事務の処理基準、要領、  
手続等の決定

重要なもの  
その他のもの

行政改革推進  
課長

行政改革推  
進課長の合  
議は、補助  
金等の交付  
に係るもの  
に限る。

**附 則**

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

**企 業 局 管 理 規 程**

**大津市企業局管理規程第17号**

大津市ガス託送供給に関する規程（平成16年企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月29日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第8条第3号を削る。

**附 則**

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年9月29日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

**大津市教育委員会規則第17号**

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則（平成23年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表生涯学習課の項第9号中「、施設整備等」を削り、同課の項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同課の項第9号の次に次の1号を加える。

大津公民館及び和邇公民館並びに小野公民館分館の施設整備等に関すること。

**附 則**

この規則は、平成29年10月1日から施行する。